

令和6年度 交通弱者に対する タクシー運賃の助成

4月1日(月)～
の申請(利用)を実施中です。

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和6年度も実施しています。

助成対象者

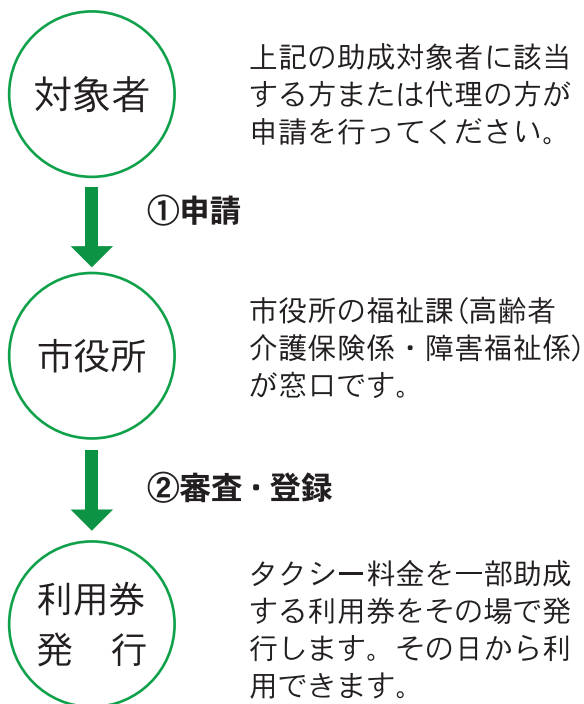
本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)75歳以上の方(本年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日月から申請ができます)

(2)次の①～⑦のいずれかに該当する方

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者
- ④要介護認定者
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ⑥難病患者
- ⑦小児慢性特定疾病患者

申請の流れ



※申請は **4月1日(月)** から福祉課窓口で受付中です。

申請時に持参するもの

- ・助成対象者の印鑑(認印)
- ・代理申請の時は、代理の方の身分証明書と印鑑
- ・左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証
- ・左の(2)の①～⑦に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

利用券の発行・使用

- ・登録者1人当たり利用券(1枚300円)を36枚交付します。
- ・24枚のタクシー券の交付を受けた方は追加分(12枚)の申請ができます。
- ・利用券の使用については、タクシー運賃(乗車)1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
- ・お友達同士と一緒に利用することもできます。

注意点

- ・利用券の再発行はできません。
- ・登録者本人以外の方が利用することはできません。
- ・交付枚数の上限は36枚です。
- ・利用期限は令和7年3月31日までです。
- ・令和5年度分の利用券は、令和6年4月1日以降使用できませんので、ご注意ください。

問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。

福祉課高齢者介護保険係 TEL 76-1195

福祉課障害福祉係 TEL 76-1197

